

第30回山下太郎地域文化奨励賞募集要項

1 応募資格

秋田県内において、地域文化向上のため、学問、技術、教育及び芸術等の研究、並びに伝統芸能や食文化の創造、継承活動、及び地域の環境保全活動等を継続的に行い、優れた実績をあげて地域に貢献している個人及び団体（グループ）を対象とします。

2 受賞件数及び授与

受賞件数は3件以内とし、受賞者にはそれぞれに表彰状と副賞30万円を授与します。

3 提出書類

- (1) 山下太郎地域文化奨励賞応募申請書
- (2) 市町村長、又は関係団体（関係機関）長の推薦書
- (3) 申請者略歴（団体の場合は代表者略歴・事業活動の概要を記載し、会員名簿を添付する）
- (4) 対象となる研究・活動の概要（1000字以内）
- (5) これまでの研究・活動業績のリスト（発表論文・発行図書・作品の写真等、提出が可能なものは添付する）
- (6) 今後の研究・活動の課題と計画（1000字以内）

※ 応募内容は原則として未発表のものに限りませんが、教育現場等において将来を担う児童生徒を対象とした研究や活動で、継続して実践することにより成果を得ている内容、又は、今後成果が期待できる内容に関しては、発表後、概ね5年以内のものであれば応募可能とします。

※ 提出書類は所定の様式により提出してください。

※ 提出書類の不足や記入不備の場合、選考から除外することもあります。

※ 提出書類は受賞の可否にかかわらず返却しません。

4 募集期間

令和3年3月1日から令和3年3月31日（必着）

5 申請書類請求及び提出先

一般財団法人山下太郎顕彰育英会

〒013-0521 秋田県横手市大森町字大森145番地

※申請書類は本会ホームページ(<http://yamaiku.jp/>)から取得するか、「地域文化申請書類請求」と明記し、140円分の切手同封のうえ、郵送により請求してください。

6 選考について

提出された書類をもとに学識経験者で構成する選考委員会の選考を経て、理事会で最終決定します。

7 受賞発表

令和3年5月下旬(予定)、受賞の可否を応募者全員に文書で通知するとともに、受賞者については公表いたします。

(受賞の可否について、電話等による直接のお問い合わせにはお答えいたしかねますので、その旨ご了承ください。)

8 その他

(1) 以前に「山下太郎地域文化奨励賞」を受賞された方のご応募はご遠慮願います。

(2) ご不明の点は、本会事務局(電話0182-26-3500)までお問い合わせください。

※詳しくは本会ホームページ(<http://yamaiku.jp/>)に掲載されている山下太郎地域文化奨励賞実施規程をご覧ください。